

平成29年9月7日
中部地方整備局

安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 瀧上工業株式会社
業者の住所 : 愛知県半田市神明町1-1
- 指名停止措置期間 : 平成29年9月7日から平成29年10月6日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
本件は、平成29年7月18日に岐阜県安八郡神戸町西座倉の揖斐川河川敷で、瀧上工業(株)が受注した「平成27年度 東海環状揖斐川橋左岸鋼上部工事」において、吊足場解体作業を行っていたところ、足場板の取り外し作業中に解体中の足場板に足を掛けた際に足場板が滑り、作業員1名が足場上より11.8m下の地面へと足場板1枚と共に墜落し、右手、左脚、腰等を骨折する重傷を負った事故である。
- 指名停止措置理由
瀧上工業(株)の安全管理措置が不適切であったため、工事関係者が重傷を負う事故が起こったことは、「工事請負契約に係わる指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、1ヵ月とする。

<指名停止措置要領 別表第1>

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 中村 久貴
契約課長補佐 土屋 修一 電話番号 (052) 953-8138